

嘉手納基地でのパラシュート降下訓練の強行実施に対する意見書

米軍は、5月10日午後7時35分頃から米軍嘉手納基地において、3回にわたり計20人がパラシュート降下訓練を行った。防衛局から連絡を受けたのは訓練開始の4時間前であり、夜間のパラシュート降下訓練が確認されたのは初めてとみられる。米軍の無神経な夜間のパラシュート降下訓練の強行実施と自治体への非通知は、危険度が増し、町民の不安や恐怖心を増幅させ、強い憤りを禁じ得ない。

嘉手納基地での同訓練は、住宅が密集する同基地周辺での危険性を指摘し、再三にわたり沖縄県や基地周辺自治体の強い中止要請を受け、平成8年のSACO（日米特別行動委員会）の最終報告において伊江島補助飛行場での実施が合意されているが、合意後も例外を盾に嘉手納飛行場での訓練が繰り返され、今回で8度目となる。

同基地でのパラシュート降下訓練は、県や基地周辺自治体の中止要請を押し切るかたちで本年4月24日に6年ぶりに実施された。本町議会では、5月2日に訓練中止を求める抗議決議を全会一致で可決し抗議・要請を行った矢先であり、地域住民や議会・行政の抗議を一顧だにしない米軍の暴挙は断じて許されない。

報道によると、第18航空団は「日本政府と調整の上で実施した」と説明しているが、沖縄防衛局は米軍の回答を否定した。風向き等の自然条件の変化によっては住民居住地への落下など住民を巻き込む命に係わる事故に繋がり兼ねず、断じて容認できない。

政府は、平成19年に日米合同委員会で確認した「嘉手納基地を例外的な場合に使用する」との見解を根拠に訓練を容認し続け、平成18年の米軍再編ロードマップで合意された嘉手納飛行場の負担軽減にも逆行した嘉手納基地の機能強化であり、既成事実を積み重ねる嘉手納基地でのパラシュート降下訓練の常態化は絶対に許されない。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート訓練及び夜間訓練を全面禁止させること。
- 2 平成8年の日米合意を遵守させ、例外的措置を撤廃させること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年5月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長